

# 歴史まちづくりに関する亀山市の取組



# 亀山市の位置



三重県 面積:5,776km<sup>2</sup> 人口:1,812,033人  
※平成27年8月1日現在  
亀山市 面積:190.91km<sup>2</sup> 人口:49,790人  
※平成28年1月1日現在

## 亀山地区

城下町（東海道亀山宿）

伊勢亀山城  
武家屋敷



## 関地区

東海道（関宿・坂下宿・鈴鹿峠）  
大和街道



⇒亀山市域を横断する「東海道」を基軸に、市の一体性を創出する。

## 計画の概要

平成20年12月3日 「亀山市歴史的風致維持向上計画」策定

平成21年1月19日 計画認定（法施行後、第1回認定）

平成21年8月24日 軽微な変更

平成23年3月31日 変更認定

平成24年3月31日 軽微な変更



名称：亀山市東海道沿道区域 延長：19.5km 面積：約500ha

- ・ 歴史的風致に合わせて街道全体に事業を配置。
- ・ 3宿においては重点的な事業実施。

## ② 東海道街道環境整備事業

鈴鹿峠・太岡寺躰・野村集落・坂下宿の東海上の路面の美装化、案内標識、休憩施設等を設置し街道環境を整備する。



## ① 亀山城を含む亀山公園及び周辺の歴史的環境整備事業

旧亀山城外堀の一部である公園池の外周囲路整備と周辺の修景・美装化を行う。また、それに伴う埋蔵文化財調査を行う。



## ⑤ 無形文化財・無形民俗文化財記録作成事業

市内の無形文化財・無形民俗文化財の映像記録を作成し、保護伝承に役立てる。



## ⑤ 関宿周辺環境整備事業

旧「木村邸」(歴史的風致形成建造物指定)を関宿散策者の休養・案内施設として整備する。



## ⑧ 旧館家住宅保存整備事業

明治5年に建築された亀山宿を代表する商家である館家(市文化財)を部分改修し、公開を行う。

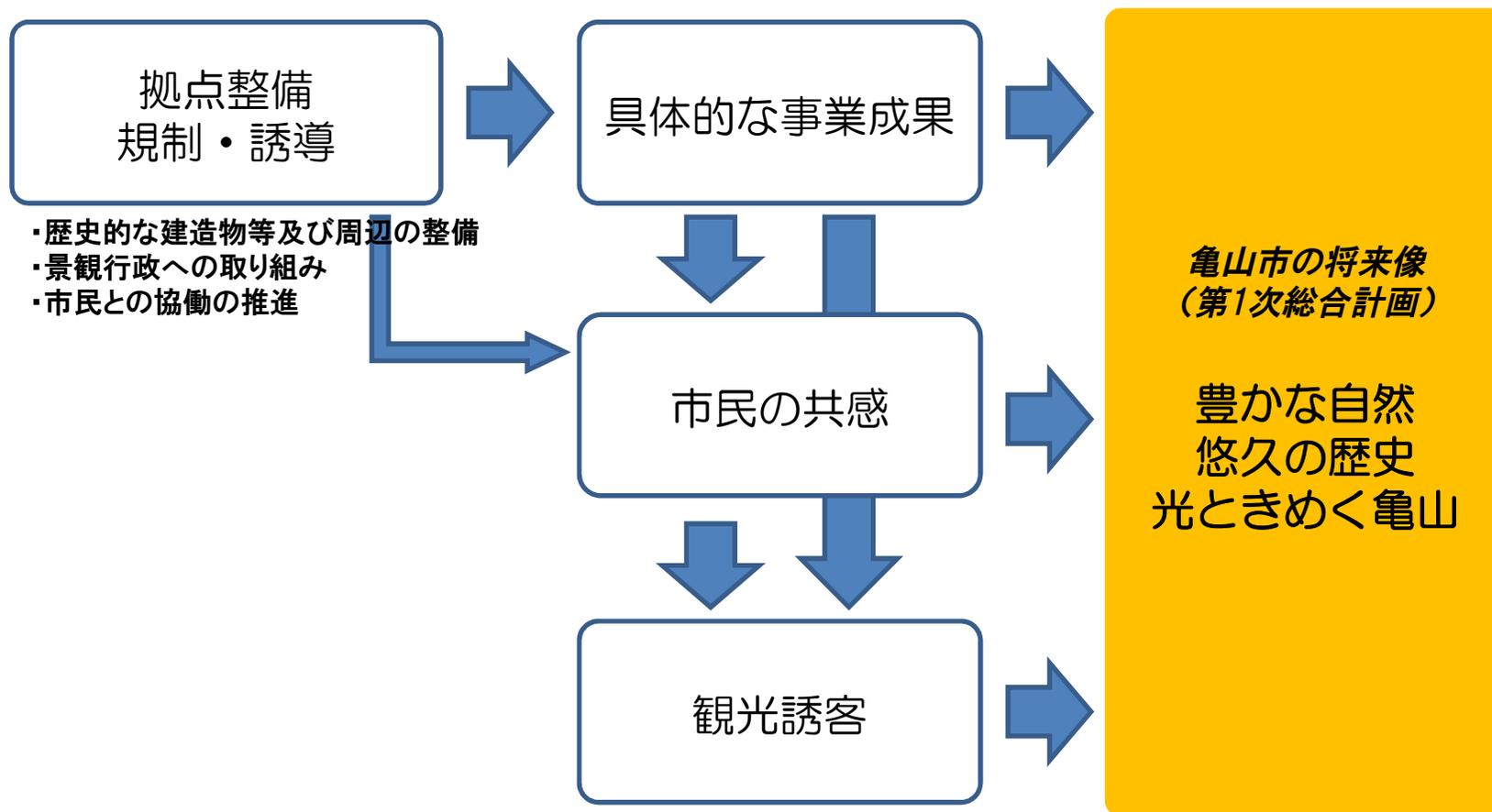


## ⑥ 旧亀山城多聞櫓保存整備事業

「旧亀山城多聞櫓」(歴史的風致形成建造物指定)の保存修理を行う。



## 亀山市での歴史まちづくりの展開イメージ(当初)



歴史まちづくり

# 景観行政の取組

平成23年8月 景観計画策定



## 景観重要建造物 第1号指定

※歴史的風致形成建造物として修理を行った「亀山城多門櫓」を、景観重要建造物として指定。  
 ※三重県有形文化財（建造物）として指定



## 百六里庭—関宿眺望景観重点地区

※地蔵院～鈴鹿山系の眺望景観を保護

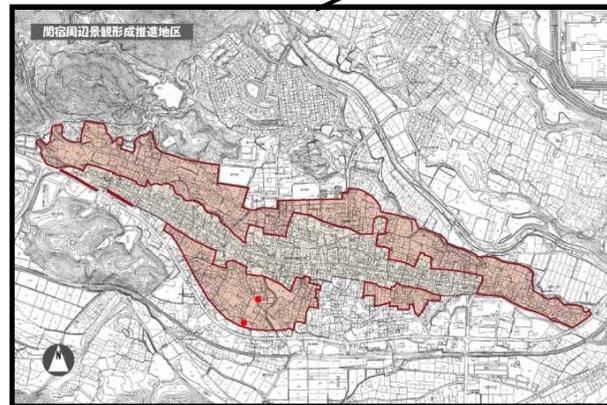


## 屋外広告物の撤去活動

※不定期に行っていた屋外広告物パトロールを、平成24年4月から毎月実施。

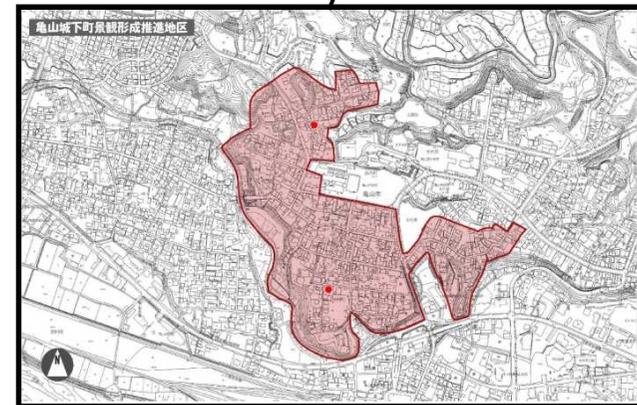
## 届出受理件数の推移

平成23年度	4件
平成24年度	8件
平成25年度	4件
平成26年度	7件
平成27年度 (1月末現在)	13件



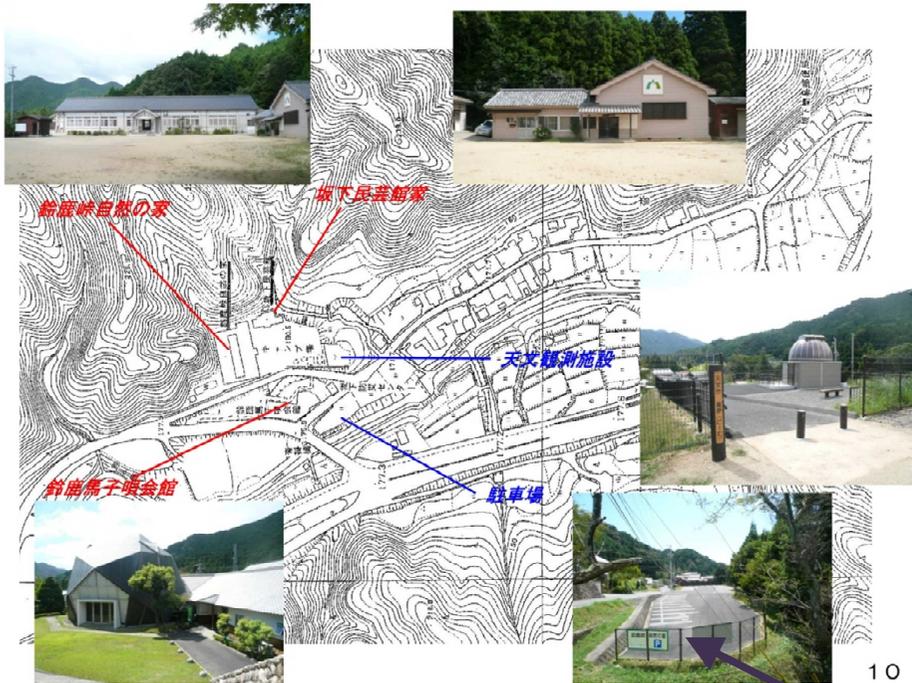
## 関宿周辺景観形成推進地区

※関宿（重伝建）周囲のバッファとして機能



## 亀山城下町景観形成推進地区

# 各地域の核となる建造物等の整備



## 坂下宿周辺

※鈴鹿峠自然の家を中心に拠点が整備された

10



関宿足湯交流施設整備



関の山車会館整備 (H28~H30)

※中心となる事業に着手予定

二之丸帯曲輪  
(復原整備)  
H16~H17



公園池(外堀)  
(園路整備)  
H20~H23



西丸外堀(復元展示)  
H21~H23



旧館家住宅(保存整備)



多門櫓石垣(復旧復元)  
H19~H23



加藤家  
(公有化・環境整備)  
H20~H25

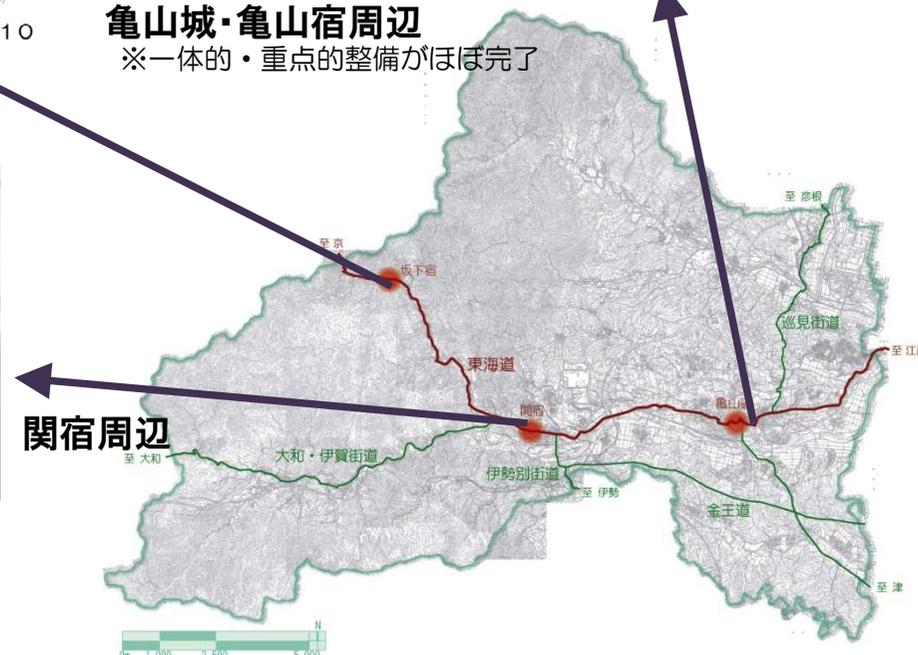
多門櫓(復原整備)  
H21~H24

8

## 亀山城・亀山宿周辺

※一体的・重点的整備がほぼ完了

## 関宿周辺



0m 1,000 2,500 5,000

7

# 市民との協働の推進

## ・文化財建造物の公開活用への市民の参画



※伝統的建造物を活用したお茶会



※七五三写真を伝統的建造物を背景に撮影するイベントの開催



※伝統的建造物を活用したアートイベント「ART KAMEYAMA 2014」

## ・歴史まちづくりを担う人材の育成・活躍



※ヘリテージマネージャーの組織化（NPO亀山文化資産研究会）歴史的建造物の修理設計や、保存の普及啓発活動を実施。

## ・歴史資産を活かしたまちづくり活動

## ・歴史的資産の調査・研究の進展と地域学習への活用



※修理等を契機として専門的な調査を実施。調査成果は、現場説明会や博物館展示を通して公開。地域学習などへ活用している。



※関宿東追分にある「一之鳥居」建替えとお木曳き行事の実施。伊勢神宮式年遷宮とあわせて、20年に一度行われる。

# 認定市町間の連携

## ・中部歴史まちづくりサミットの継続開催と合意書の締結

- 第1回 高山市 平成24年10月
- 第2回 亀山市 平成25年10月
- 第3回 犬山市 平成27年2月

中部歴史まちづくりに関する合意書

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成24年法律第10号）第5条第1項（以下「第5条」という。）第5項の規定に基づき、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の追加があったときは、新たに追加となる市町村の同意を得て、本合意書の締結主体の追加を行うことができる。

本合意書の成立を証するため、本合意書7通を作成し、認定市等の長が署名の上、認定市等が各1通を保有する。

平成25年10月17日

（合意書の改換等）  
第6条 本合意書の改正又は廃止に当たっては、その都度、認定市等が協議し、国土交通省中部地方整備局に報告するものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、本合意書の締結後、歴史まちづくり法第5条の規定に基づき歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市町村の追加があったときは、新たに追加となる市町村の同意を得て、本合意書の締結主体の追加を行うことができる。

（目的）  
第1条 本合意書は、歴史的文化的資産が日本国民共有の資産であり、継承・再生を通じて、我が国固有の文化力の向上、郷土意識の醸成に資するものであるという認識のもと、認定市等の連携・協力の推進を図り、もって中部地方における歴史的風致の向上を図ることを目的とする。

（情報の交換）  
第2条 認定市等は、常日頃から、それぞれの地域における歴史的文化的資産に関する情報を交換を行うとともに、相互に連携・協力するよう努めるものとする。

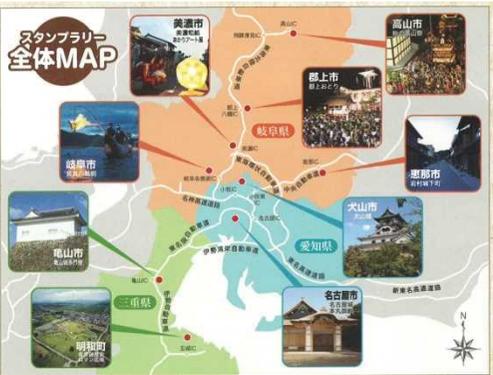
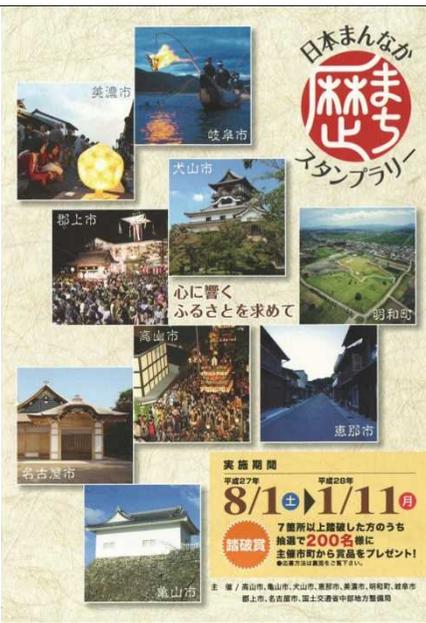
（情報の提供及び知見を有する者の派遣）  
第3条 認定市等は、歴史まちづくりの取組の実現に当たり、他の認定市等に関する知見その他の情報を必要とするときは、当該認定市等の情報の提供を求め、又は知見を有する者の派遣を求め、かつ、当該認定市等による求めを受けた認定市等は、当該求めに応ずるよう努めるものとする。

（観光交流の推進のための取組）  
第4条 認定市等は、それぞれの地域における観光交流の推進を目的として、次に掲げる取組を行う。  
(1) 観光交流に関する情報の提供及び観光宣伝活動の実施  
(2) 観光交流に関する行事等の実施  
(3) 観光交流関係者のネットワークの形成  
(4) その他観光交流に関する取組

（歴史的文化的資産が災害等による被害を受けた場合における対応）  
第5条 認定市等の区域内に存在する歴史的文化的資産が災害等による被害を受けたときは、当該歴史的文化的資産の復旧のために、次に掲げる取組を行う。  
(1) 歴史的文化的資産の復旧に関する知見その他の情報の提供  
(2) 歴史的文化的資産の復旧に関する知見を有する者の派遣  
(3) 歴史的文化的資産の復旧のために必要な建築資材等の提供  
(4) 災害等のあった認定市等の区域内に存在する歴史的文化的資産の復旧に関する取組

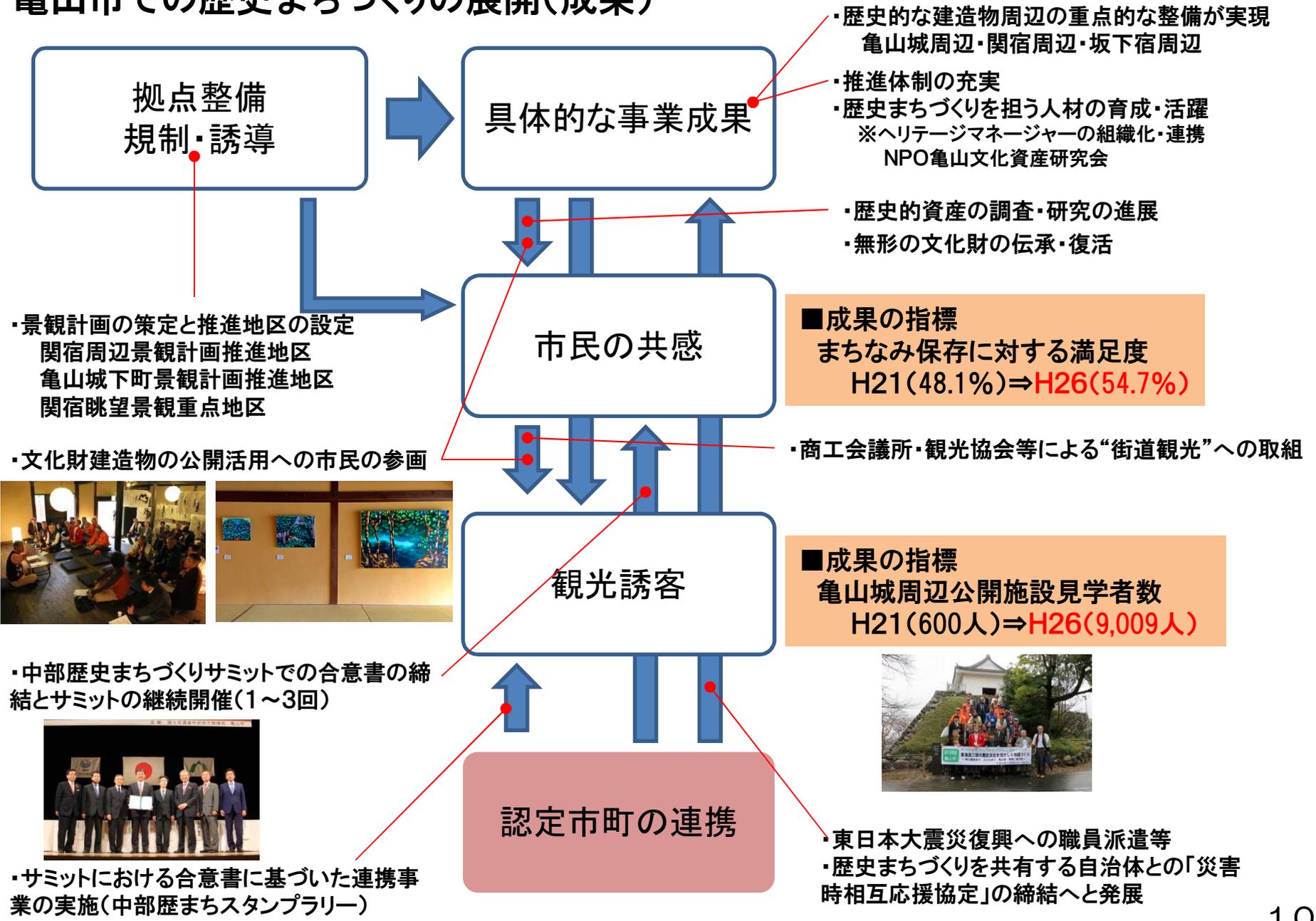
立会人 中部地方整備局長 梅山和哉

高山市長 岡島亨明  
 亀山市長 櫻井美之  
 犬山市長 田中志典  
 恵那市長 可知義明  
 美濃市長 石川道敏  
 明和町長 中井幸光  
 岐阜市長 細江茂光

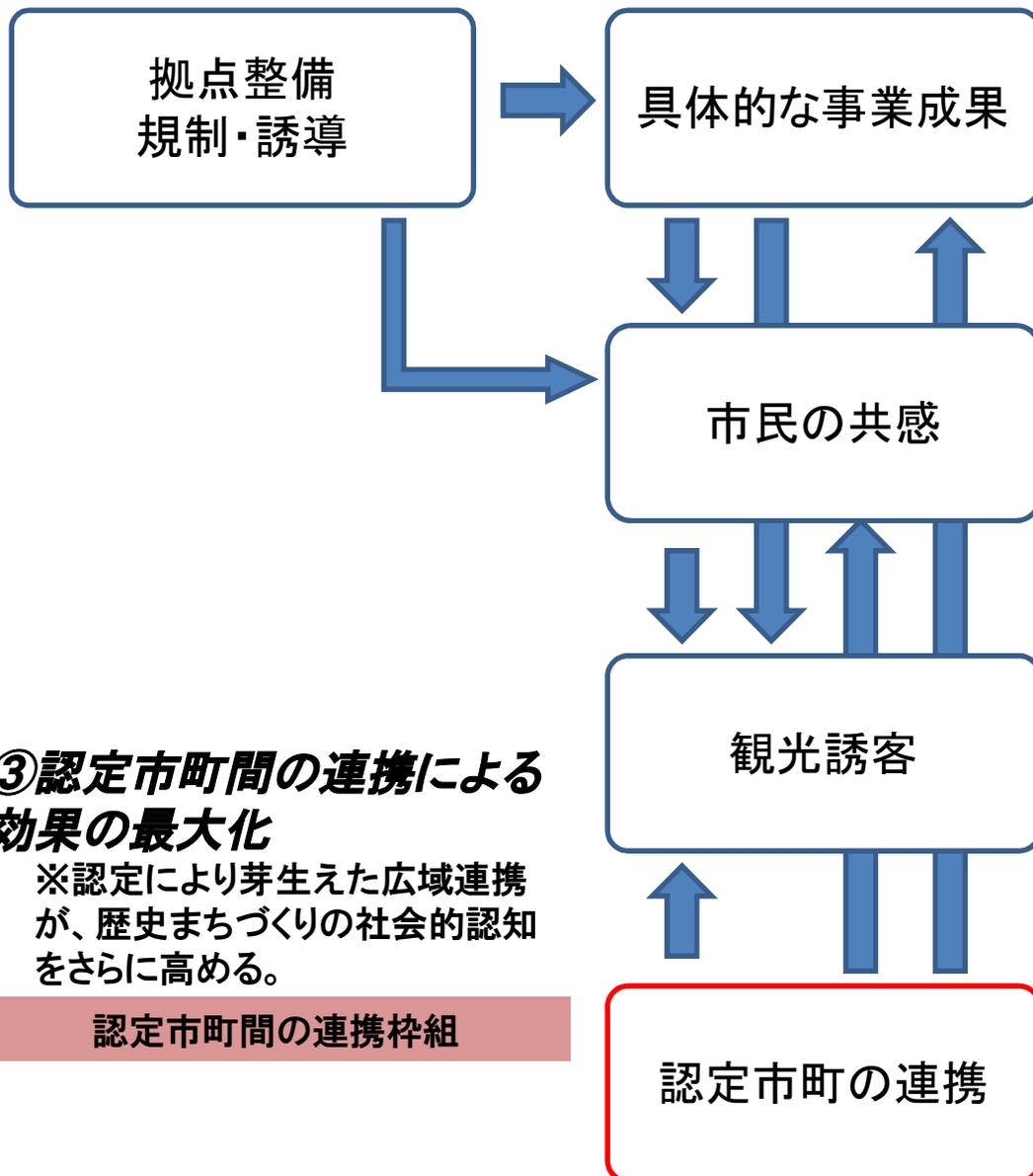


## ・サミットにおける合意書に基づいた連携事業の実施「日本まんなか 歴まち スタンプラリー」

# 亀山市での歴史まちづくりの展開(成果)



## 今後に向けて



### ③認定市町間の連携による効果の最大化

※認定により芽生えた広域連携が、歴史まちづくりの社会的認知をさらに高める。

認定市町間の連携枠組

### ①事業の継続的な推進

※事業が歴史まちづくり全体のけん引役

歴史まちづくりに特化した措置の必要性

### ②成果・効果を確認するための時間の必要性

※“人々の活動”は、危機的な状況が長かっただけにその定着にはまだまだ期間が必要

(取組を広げ、深めるための期間)

※整備の成果を反映させたシティ

プロモーションはまさにこれから

(効果を定着させ、さらに高める

ための期間)

認定の意味づけの強化